

保護者の皆様へ

平成28年10月1日より

自転車保険の加入義務!

日常生活での賠償保険等の種類

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済	全労済、県民共済など	
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T Aの保険	P T Aや学校が窓口の保険
T Sマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

自転車事故の損害を補償する保険に加入しましょう。

交通事故の約15%が自転車事故、 自転車安全利用五則を守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 ■ 13歳未満の子どもや交通量が多く車道を通ると危険な場合などは歩道を通行できます。
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 ■ 飲酒運転・二人乗り・並走の禁止
 ■ 夜間はライトを点灯
 ■ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



滋賀県自転車の 安全で適正な利用の 促進に関する条例

平成28年2月26日施行

自転車損害賠償保険の加入義務
(平成28年10月1日施行)

自転車の点検整備および防犯対策
(防犯登録、施錠)

幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメットの着用

自転車を利用した観光の推進

自転車道路環境の整備

令和2年10月1日施行

お子様が自転車を利用される場合、保護者の皆様に対して自転車保険の加入が義務付けられました!

自転車を安全に 利用するために!!

身につけよう! 安全な乗り方

自転車も車の仲間だよ!
交通ルールを守ってね!



滋賀県・滋賀県交通対策協議会
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL:077-528-3682 FAX:077-528-4903

自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

1

歩道は歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。

ゆずる。歩行者優先。歩いている人に道をゆずろう。

歩いている人が多いときは、降りて押して歩く。

2

ヘルメットをかぶろう。

どうしてかな？

歩道はもともと歩く人のための道。歩いている人にぶつかったり、じゃまになってはいけないからだね。

どうしてが

転んだときやぶつかったときに、ヘルメットは頭を保護してくれるから、大けがを防げるんだよ。忘れずにかぶろうね。